おいて住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者又はその配偶者		
一般受給資格者の	［略］	
公務員である一般受給資格者の	［略］	
第二条第一項 第三条第一項 第四条第一項及び第三項 第五条第一項及び第二項 第六条第一項、第二項、第四項及び第五項 第七条第一項 第九条第一項 第十条 第十一条	［略］	
第五条第一項第一号	［略］	
［略］	［略］	

2　［略］

（身分を示す証票）

第十三条　法第二十七条第二項（法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該職員が携帯すべき身分を示す証票は、様式第十六号による。

（準用規定）

第十五条　第一条、第一条の三、第一条の四第一項及び第二項、第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項から第三項まで、第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第五項まで、第六条の二、第七条第一項、第八条、第九条第一項、第十条から第十二条まで、第十二条の九から第十二条の十一まで並びに前条の規定は、法附則第二条第一項の給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の四第一項及び第二項第一号	法第七条第一項
	法附則第二条第四項において準用する法第七条第一項

		［加える。］
第二条第一項 第三条第一項 第四条第一項 第五条第一項 第六条第一項及び第二項 第七条第一項 第九条第一項 第十条 第十一条	［同上］	
第五条第一項	［同上］	
［同上］	［同上］	

2　［同上］

（身分を示す証票）

第十三条　法第二十七条第二項（法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該職員が携帯すべき身分を示す証票は、様式第十六号による。

（準用規定）

第十五条　第一条、第一条の三、第一条の四第一項及び第二項、第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第七条第一項、第八条、第九条第一項、第十条から第十二条まで、第十二条の九から第十二条の十一まで並びに前条の規定は、法附則第二条第一項の給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の四第一項及び第二項第一号	法第七条第一項
	法附則第二条第三項において準用する法第七条第一項